

最終更新日：2007年6月26日

沖電気工業株式会社

代表取締役社長 篠塚勝正

問合せ先：経営推進本部 IR 室長 吉田邦彦

証券コード：6703

<http://www.oki.com/jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

OKI グループは、お客様をはじめ、株主および投資家の皆様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、社員など企業を取り巻くステークホルダーの信頼に応えるべく、企業価値を継続的に高めていくことが経営の最重要課題の一つであると認識している。そのために、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」などを基本方針として、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいる。

当社は、執行役員制を導入し取締役会による経営の管理監督と執行役員による業務執行とを分離し経営効率の向上を図っている。また、監査役会は会計監査人および内部監査部門との連携により経営全般の監査を行っている。

2. 資本構成

外国人株式所有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	34,000,000	4.968
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,274,000	3.109
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,689,000	2.438
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)	15,251,000	2.228
沖電気グループ従業員持株会	13,456,339	1.966
株式会社みずほコーポレート銀行	13,000,236	1.899
株式会社損害保険ジャパン	12,986,000	1.897
第一生命保険相互会社	9,380,860	1.370
三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託口)	4,753,000	0.694
日本生命保険相互会社	4,537,472	0.663

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は上場子会社として、沖ウインテック株式会社を有している。同子会社は独自にコーポレートガバナンスに関する方針、施策を策定し自主的に活動している。

なお、当社取締役が同社の社外取締役を兼任している。また、当社取締役および監査役が同社の社外監査役を兼任している。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森尾 稔	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
森尾 稔	利害関係は特にない	エレクトロニクス業界での豊富な経験と人格および識見から、当社の経営環境や経営課題に対しても的確な指摘をすることが可能であり、業務執行機関に対する取締役会の監督機能を強化することにつながると判断したため

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

2006年度(2007年3月期)における取締役会への出席率は93%、出席できない場合は事前に担当秘書より議案を説明し意見を聴取している。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査への立会いのほか会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等緊密な連携を保ち効率的な監査を実施している。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち効率的な監査を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
片桐 啓之	他の会社の出身者									○
吉岡 家治	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
片桐 啓之	利害関係は特になし	出身元での豊富な経験と人格および識見から、取締役の職務執行に対する的確な監査が可能であると判断し

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		たため
吉岡 家治	利害関係は特になし	出身元での豊富な経験と人格および識見から、取締役の職務執行に対する的確な監査が可能であると判断したため

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

2006 年度(2007 年 3 月期)における社外監査役の取締役会への出席率は100%。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社の経営成績向上に対する意欲や士気を高め、その経営努力により企業価値の増大を図り、株主利益の最大化を図るためインセンティブを付与している。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、その他

該当項目に関する補足説明

業務に当たる当社取締役、執行役員、経営の執行に参加する幹部社員および一部の子会社取締役に対して付与する。

【 取締役報酬関係 】

開示手段 更新

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

2006 年度(2007 年 3 月期)、取締役を支払った報酬の総額は 387 百万円、監査役を支払った報酬の総額は 70 百万円である。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

社外取締役のサポート体制

担当部署: 秘書室

情報伝達体制: 社外取締役の職務執行に必要な情報は担当者を通して伝達される体制を構築している。

社外監査役のサポート体制

担当部署: 監査役付

担当者:有

情報伝達体制:社外監査役の職務を補助するものとして取締役の指揮・命令に服さない監査役スタッフを配している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社では、「取締役会」および「監査役会」により、業務執行の監督および監査を行っている。また「経営諮問委員会」および「報酬委員会」を設置しているほか、執行役員制度を導入し経営と業務執行を分けることにより、経営の効率性の向上を図っている。取締役および監査役の選定にあたっては、資質および能力から経営に適任と考えられる候補者を取締役会で決定している。

経営諮問委員会はトップマネジメントのアドバイザー機能であり、社外の有識者の参画により、経営の透明性、健全性を高めていくことを目的とするものである。報酬委員会は、取締役、執行役員、執行参与の報酬の水準・仕組みの透明性を維持するためのものである。

取締役会は取締役10名(うち社外取締役1名)で構成される。原則として毎月開催している取締役会においては、経営の基本方針およびその他の重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っている。また、原則週1回開催する「マネジメント会議」においては、当社グループの業務執行に関する重要事項を決定するほか、各部門からの業務執行に関する主要な報告を受けている。マネジメント会議にはCEOのほか常務執行役員以上の取締役、執行役員および監査役が出席し、ガバナンスの徹底を図っている。

当社は監査役制度を採用している。監査役会は、社外監査役2名(うち常勤監査役1名)とそれ以外の常勤監査役2名から構成され、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行い、取締役の職務執行を監査している。また、内部監査部門として公認内部監査人を含む5名で構成する「監査室」を設置している。監査室は内部監査を実施することによって、会社業務全般についてその実態を適正に把握するとともに、業務遂行の過誤不正を発見、防止し、経営の合理化および業務の改善を支援していくことを目的としている。

会計監査については新日本監査法人を選任している。定期的に会計監査を受けるほか、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めている。会計監査を執行した公認会計士および監査業務に係る補助の構成者は以下の通りである。

会計監査を執行した公認会計士

新日本監査法人 指定社員 業務執行社員 加賀谷 達之助

新日本監査法人 指定社員 業務執行社員 塚原 雅人

新日本監査法人 指定社員 業務執行社員 佐藤 晶

(※1)継続監査年数については、全員7年未満のため記載を省略している。

(※2)同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっている。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、 会計士補等 19名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に発送している。
電磁的方法による議決権の行使	2002年6月より実施している。
その他	英文招集通知のWeb開示、ICJによる機関投資家向け議決権行使システムに参加している。

2. IRに関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	代表者が説明、四半期毎に決算説明会を開催している。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	代表者が説明、欧米を中心に年間数回、海外機関投資家を訪問している。
IR資料のホームページ掲載	あり	あらゆる投資家の方にご覧頂けるよう、IR関連資料は「投資家の皆様へ」としてまとめてホームページに掲載している。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	経営推進本部内にIR専任部署(IR室)を設置している(専任2名)。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	「OKI グループ企業行動憲章」（2005 年 10 月制定）において、「ステークホルダーの信頼を得ることが企業価値向上の基盤」という基本姿勢を明示している。
環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	環境保全活動については地球環境部（2000 年設置）を中心に実施し、その活動状況は「環境報告書」（冊子および Web）により毎年公開している。また CSR 活動については 2004 年 10 月にグループの活動を統括する CSR 推進部を設置、さらに 2007 年 4 月には、CSR 推進部およびコンプライアンス推進部を統合し、CSR 推進本部を新設した。CSR の活動状況は「社会的責任レポート」（冊子および Web）により、2005 年以降毎年公開している。
ステークホルダー に対する情報提供 に 係る方針等の策定	「OKI グループ企業行動憲章」の項目として「コミュニケーション」を掲げ、「OKI グループは、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時かつ公正に開示します。」という基本方針を明示している。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備している。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、グループ企業行動憲章、行動規範を定める。
- 2) CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムに関する基本方針を審議・検討する。
- 3) コンプライアンス委員会で決定された基本方針に基づき、コンプライアンス推進部が取締役および使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。教育研修に関しては、eラーニング等の仕組みを活用し、各人のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
- 4) 公益通報に係る規程を定め、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・社内規程に則り適切に保存・保管をする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメント規程に則り、各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行うほか、全社的な管理を必要とするリスクについては統括主管部門を定め、統括主管部門はリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
- 2) リスク発生時には全社緊急対策本部を設置し、これにあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 2) 常務以上の執行役員等が出席するマネジメント会議を開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- 3) 業務執行に当たっては業務分掌規程、権限規程において責任と権限を定める。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針としてグループ企業行動憲章を定める。グループ企業各社においては行動規範を定める。
- 2) 当社コンプライアンス推進部は、グループ各社のコンプライアンス推進責任者を通じグループ共通のコンプライアンス推進の諸施策をグループ内に展開する。さらに、各社における施策の遂行状況を定期的なモニタリングにより把握し、コンプライアンス委員会に報告する。
- 3) 経営管理については、グループ企業管理規程に則り、各社の経営実態を把握し、助言・指導を行う。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置き、取締役の指揮命令に服さない使用人を配置する。
- 2) 監査役スタッフの人事異動については、監査役会の事前の同意を得ることとする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- 2) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、マネジメント会議に出席するとともに、主要な稟議書を閲覧する。
- 3) 監査役は内部統制システムの構築状況および運用状況についての報告を取締役および使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- 2) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社および子会社からなる OKI グループは、グループ全体に適用する「OKI グループ企業行動憲章」を行動指針として、コーポレートガバナンスの一層の充実に努めている。

【 参考資料：模式図 】

